

第 1 3 号議案

亀岡市立義務教育学校設置条例の制定について

亀岡市立義務教育学校設置条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立義務教育学校設置条例

(設置)

第 1 条 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 3 8 条及び第 4 9 条の規定に基づき、次のとおり義務教育学校を設置する。

名 称	位 置
亀岡市立亀岡川東学園	亀岡市馬路町溝ノ上 1 4 番地の 4

(委任)

第 2 条 この条例に定めるもののほか、義務教育学校の管理運営に関し必要な事項は、亀岡市教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(亀岡市立小学校設置条例の一部改正)

2 亀岡市立小学校設置条例（昭和 3 9 年亀岡市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 9 条」を「第 3 8 条」に改め、表第 1 3 の項を

削り、第14の項を第13の項とし、第15の項から第18の項までを1項ずつ繰り上げる。

(亀岡市立中学校設置条例の一部改正)

3 亀岡市立中学校設置条例(昭和39年亀岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第40条」を「第49条」に改め、表第5の項を削り、第6の項を第5の項とし、第7の項を第6の項とし、第8の項を第7の項とする。

亀岡市立義務教育学校設置条例案要綱

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律における学校教育法の一部改正に伴い、学校教育制度の多様化及び弾力化を図るため、小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の制度が創設されたことから、亀岡市立川東小学校及び亀岡市立高田中学校の設置に代えて、義務教育学校として亀岡市立亀岡川東学園を設置すること。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行すること。